

事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化について

2026年1月28日
金融庁企画市場局企業開示課

1 部会資料9の13頁の本文において、「上場会社が電子提供措置開始日までに事業報告等の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等を作成しなくともよいものとすることについて、どのように考えるか」との問題提起がされている。

そして、14頁の補足説明において、現行法下でも一体開示が可能であることとの関係で、「このような見直しをしたとしても、会社が作成する書類は一体開示をする場合と実質的に変わらず、法的概念の整理にとどまるようにも思われる」との旨の指摘がされている。

2 まず、「有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等を作成しなくともよいものとすること」とは、一本化書類としての有価証券報告書を提出した場合に事業報告等の作成・開示義務を法的に残すのではなく、会社法上いったん消滅させることを意味しているものと考えられる。

その上で、事業報告等に関する会社法の規定について、その趣旨等に照らして一本化書類としての有価証券報告書の一部（事業報告等の全部又は一部に相当する部分）に適用すべきと考えられるものについては個別に手当てをする¹ことが考えられる。

仮に、事業報告等に関する会社法の規定の全てについて個別の手当てをすれば、一体開示書類としての有価証券報告書兼事業報告等と一本化書類としての有価証券報告書について会社法の規定の適用関係には相違が出ず、法的概念の整理にとどまるとの指摘が当たるようと思われる²。

3 そこで検討すると、事業報告等に関する会社法の規定のうち会計監査人の監査に関する部分については、次のような理由から一本化書類としての有価証券報告書に適用しないこととし、会計監査の一元化を図ることが適當ではないか。

① 会計監査については、現行法下において事業報告等につき会社法に基づく監査、有価証券報告書につき金商法に基づく監査が、相当の重複部分を含んで行われてお

¹ 例えば、会社法429条2項の虚偽記載等に係る役員の責任の規定について、その趣旨に照らして一本化書類としての有価証券報告書のうちの計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の開示事項が記載された部分の虚偽記載等について適用すべきということであれば、同項との関係でその旨の特則を設けることが考えられる。

² 「株式会社の開示実務の効率化・合理化」には、開示書類の作成に関する規律（開示事項）の見直しと、作成後の開示書類に及ぶ規律（監査、会計監査、責任等）の見直しという2つの側面があると考えられる。一本化により効率化・合理化を図ることができるのは後者であって、前者（事業報告等及び有価証券報告書それぞれの開示事項の合理化（量的・質的な整理））は、一本化の前提や一本化の効果として得られるものではなく、一本化と並行して府省令レベルで検討されるべきものと考えられる。

り、書類を一本化したにもかかわらず引き続き二元化した監査を求めるのは合理性に欠ける。

- ② 見かけ上一つの財務書類を作成・開示するのであれば、それに対応する監査意見も一つとなるべきであり、会計監査を法的概念として一つにする必要がある³。そのようにしない場合、例えば、次のような問題が生じうる。

一体開示書類としての有価証券報告書兼事業報告等や一本化書類としての有価証券報告書において会計監査が二つ存在することにより、会社法監査については無限定適正意見が表明された一方、金商法監査については無限定適正意見が表明されないといった状況がありうる。会社法監査で無限定適正意見が表明された場合、所要の要件を満たせば計算書類等（相当部分）につき株主総会の承認は不要となり、取締役会の承認をもって計算書類等が確定し分配可能額の算定の基礎となる。そうすると、一体開示書類としての有価証券報告書兼事業報告等や一本化書類としての有価証券報告書においては見かけ上一つの財務書類しかないにもかかわらず、金商法監査において無限定適正意見が表明されていないような当該財務書類が株主総会での承認手続なく分配可能額の算定の基礎となることとなり、適当でない。

- ③ 現行法下においては、会社法監査について先行して法定の期限内（原則として、計算書類の全部を受領した日から4週間以内）に完了させることが求められることにより、監査日程及び手順に制約が生じている。会社法監査の規定を及ぼさないこととすることで、一体となった監査期間を活かした監査を行うことによる監査実務の効率化が期待される。

なお、会社法監査は会計監査人が行うものとされている一方、金商法監査は監査法人又は公認会計士が行うものとされており、実務上は同一の者が行っている実態があるものの、法律上は同一の者が行うことは求められていない。一本化書類としての有価証券報告書について会社法監査を不要とするに当たってこの点が障害となるのであれば、一本化の要件として、当該有価証券報告書に係る金商法監査を会計監査人が行ったことを法律上求めることが考えられる。

- 4 このように、事業報告等に関する会社法の規定のうち会計監査人の監査に関する部分について一本化書類としての有価証券報告書に適用しないことで、法的概念の整理にとどまるとの指摘を克服することができるのではないか。

（以上）

³ 部会資料9の15頁以下の補足説明では、一体開示が行われる場合であっても、金商法に基づく監査と会社法に基づく監査との重複が解消されるため会計監査の一元化につながる（会社法の見直しをしなくとも現行法下の一体開示で足りる）との旨の指摘がされている。しかし、会計監査の一元化の本質は会計監査を法的概念として一つにすることにあるため、一体開示のように二つの会計監査が法的概念として併存している状態では上記②・③の観点で不十分であると考えられる。